植生学会大会運営規則

2022 年 3 月 31 日　改定

（目的）

第１条　本規則は，植生学会会員の研究成果の発表および相互交流の場を提供する学術大会の企画・運営を円滑に実施することを目的として定める．

（学術大会）

第２条　年次学術大会（以下，大会とする）は，会員による研究成果の発表その他をもって開催する．

２　大会期間中に総会及び運営委員会，各種専門委員会を開催する．

３　公開シンポジウム，学会賞表彰，受賞者講演会等を実施することができる．

（大会開催機関）

第３条　学会会長は過去の実績に基づき次年度の大会開催機関を決定し，会員より大会実行委員長を指名する．学会会長は決定事項を前年度の総会で報告する．

（大会支援委員会）

第４条 大会を円滑に開催するために，大会支援委員会をおく．

２　大会支援委員会は以下の委員をもって構成する．

（１）学会会長，幹事長，企画委員，表彰委員，庶務幹事，会計幹事，学会事務担当，学会会長が必要と認める会員

（２）当該年度大会実行委員長および次年度大会実行委員長

３　委員の任期は 2 年とする．ただし，前項の（２）に係る委員の任期は 1 年 8 か月とする．

４　大会支援委員会の事務局を笹氣出版印刷株式会社東京営業所内（東京都港区芝浦 2 丁目 14 番 13 号 MCK ビル 2 階）におく．

５　委員会は以下の事項を実施する．

（１）大会全体の事業計画の策定

（２）大会ホームページの作成

（３）発表プログラムの作成

（４）講演要旨集の発行

（５）大会参加費等の徴収

（大会実行委員会）

第５条　当該年度の大会実行委員長は，大会の準備および運営のために，大会実行委員会を組織することができる．大会実行委員会は，年度ごとにそれぞれ存在することから，その名称の前に回数を附して区分する．大会実行委員会の内規は別に定める．

２　委員会は以下の事項を実施することができる．

（１）開催日時の決定

（２）会場の確保

（３）大会懇親会の開催

（４）エクスカーションの開催

（大会経理）

第６条　大会等の経理は，大会支援委員会事務局がこれを担当する．

（規則の改定）

第７条　本規則の変更は植生学会運営委員会の決議による．

附則　2015 年 3 月 8 日制定

１．　本規則は平成 27 年 3 月 8 日から施行する．

２．　大会企画委員会設立年月日　平成 27 年 2 月 1 日

附則　2016 年 11 月 23 日　改定

１．　この規定は 2016 年 11 月 28 日から施行する．

２．　大会企画委員会を大会支援委員会に改称する．

附則　2022 年 3 月 31 日　改定

１．　この規定は 2022 年 4 月 1 日から施行する．